

旭たちばな幼稚園（幼稚園型認定こども園 旭たちばな幼稚園）園則（運営規程）

第1章 総 則

（目的及び運営の方針）

- 第1条 1. 本幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）第3条の認定を受けた幼稚園型認定こども園として、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行うことを目的とする。
2. 本幼稚園は、教育基本法、学校教育法、認定こども園法及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。

（名 称）

- 第2条 本幼稚園は、旭たちばな幼稚園という。また、認定こども園の名称は、幼稚園型認定こども園旭たちばな幼稚園という。

（位 置）

- 第3条 本園の位置を海老名市浜田町23番25号に置く。

（入園資格）

- 第4条 本園に入園することのできる者は、満3才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第2章 保育年限、学期及び休業日、保育時間

（保育年限）

- 第5条 本園の保育年限は1年・2年及び3年とする。

（学 期）

- 第6条 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

- 第7条 1. 本園の休業日は次のとおりとする。

(1)日曜日

(2)土曜日

(3)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4)夏季休業7月21日から8月20日まで

(5)冬季休業12月25日から翌年1月7日まで

(6)学年末休業3月26日から3月31日まで

(7)学年始休業4月1日から4月4日まで

(8)開園記念日6月7日

(9)その他、園長が必要と認めた日

2. 保育を必要とする園児に対する保育は、土曜日及び長期休業中（日曜日及び祝日を除く）も実施する。ただし12月29日から1月3日までは休業日とする。

（保育時間）

第8条 1. 本園の開園時間等は、次のとおりとする。ただし、季節により変更することがある。

開園時間	午前7時から午後7時まで	（土曜日 午前7時から午後6時まで）
教育時間	午前8時30分から午後2時まで	
保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分まで	
保育標準時間認定	午前7時から午後6時まで	

第3章 保育内容・定員

（保育内容）

第9条 保育内容は、幼稚園教育要領に示された5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）等のねらいが達成されるように総合的に指導する。また、保育を必要とする園児に対しては、通常の教育時間終了後に保育を行う。

（子育て支援）

第10条 1. 本園は園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の保育方針及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園たよりなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2. 子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 親子のふれあい交流事業
- (2) 地域との交流事業
- (3) その他

（利用定員及び学級）

第11条 1. 本園の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。）

200名

(2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。）

70名

2. 本園は教育及び保育は8学級270名で行う。

（職員組織及び職務内容）

第12条 本園の職員組織及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、教諭等の人数については、在籍園児数により変動することがある。

(1) 園長 1名

園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 1名

園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。

(3) 教諭及び保育士 21名

園児の教育及び保育をつかさどる。教諭は8名以上とする。

(4) 事務職員 1名

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

- (5) 園医 1名
健康相談、保健指導、健康診断、感染症予防に関する指導助言等を行う。
- (6) 園歯科医 1名
健康相談、保健指導、歯科検診等を行う。
- (7) 園薬剤師 1名
園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導等を行う。
- (8) 栄養教諭（栄養士） 1名
園児の栄養の指導及び管理し、食育を推進するため食に関する指導等を行う。
- (9) 調理員 3名
園の給食業務をつかさどる。

第4章 入園・退園・休園・修了及びほう賞

(入園許可)

第13条 入園は園長がこれを許可する。

(入園手続)

- 第14条 1. 入園志願者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。ただし、保育を必要とする子どもについては、居住する市町村の認定を受けた上で申し込むこととする。
2. 利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を決定する。ただし、保育を必要とする子どもは除く。
- (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
 - (2) 特別な事情がある場合は、前号の次に優先して入園させる。
 - (3) その他の者は、面接により選考する。

(退園・休園)

- 第15条 1. 退園又は休園しようとする者は、その保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
2. 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがある。

(成績の評価)

第16条 各学年の修了は園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第17条 園長は園児が所定の全課程を修了したと認めたときは修了証書を授与する。

(ほう賞)

第18条 心身の発達に著しく、他の模範となる者はこれをほう賞とする。

第5章 入園料・保育料及び申込手数料等

(入園料・保育料及び入園検定料等)

第19条 本園の保育料等は、海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例（以下、「基準条例1」という。）及び海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下、「基準条例2」という。）により、次のとおりとする。

区分	費目・徴収理由	1号認定子ども	2号認定子ども 新2号認定子ども
基本負担額 (基準条例1第2条) 教育・保育の質の向上を図るための特定負担額(基準条例2第13条第1項)	保育料(月額)	園児が居住する市町村が定める額	
教育・保育の質の向上を図るための特定負担額(基準条例2第13条第3項)	教育・保育環境利用費【入園時】 (園舎等の改修・修繕等の日常の運用・維持管理)	50,000円 (但し姉妹園 たちばな保育園より入園した者は半額とする。)	
	施設・設備費【入園時】 (施設設備の日常の運用・維持管理)	50,000円 (但し姉妹園 たちばな保育園より入園した者は半額とする。)	
	教材費【月額】	1,200円 (但し、8月は除く)	
	冷暖房費【月額】	1,000円 (但し、8月は除く)	1,100円
実費徴収(基準条例2第13条第4項)	入園検定料【願書提出時】	6,000円	
	給食費【月額】申し込みは年単位 (下段、長期休暇期間中等2号認定に準じて登園する1号認定。各市の新2号認定) (新2号認定が1号認定と同じ給食日数の場合は1号認定と同額とする。)	6,100円 (但し、8月は除く) (8,900円)	主食費 1,500円 副食費 4,500円
	通園バス利用料【月額】利用者のみ 但し、兄弟姉妹の二人目から半額	3,900円	
	施設充実費【年額】(通園バス維持費)	500円	
	入園受入準備費【入園受入時】		6,000円
	上記のほか、本園の利用において通常必要とされるものに係る費用については、実費徴収する。		

2. 上記納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。
3. 納付された納付金は、原則として返還しない。
ただし、転居等園が正当な理由と認めた場合は返金することが出来る。
4. 教育・保育環境利用費及び施設設備充実費については、同時に2人以上の入園の場合は2人目から半額を免除する。
5. 年長で途中入園するものの入園料は、入園料を6学期で除したものにその在籍期間数を乗じ、100の位を切り上げた金額とする。
6. 年度途中の入退園児の教材費及び冷暖房費はその費用を12ヶ月で除し、その数に在籍月数を乗じ10の単位を4捨5入した金額とする。

(2) 1号認定の預かり保育

- ①平日 午前7時から午前8時30分 及び 午後2時から午後7時まで
30分 180円又は月額 9,500円
- ②長期休業中（平日） 午前7時から午後7時まで
30分 180円又は月額 9,500円

(3) 2号認定の延長保育

①保育標準時間認定

- | | |
|------------------|----------|
| 午後6時から午後6時30分まで | 3,000円 |
| 午後6時から午後7時まで | 5,500円 |
| スポット料金（緊急申込延長保育） | 30分 500円 |

②保育短時間認定

- | | |
|------------------|----------|
| 午前7時から午前8時30分まで | 4,000円 |
| 午後4時30分から午後7時まで | 8,000円 |
| スポット料金（緊急申込延長保育） | 30分 500円 |

（保育料等学費滞納者に対する処置）

第20条 園長は、保育料等学費の未納が納期限後3か月以上に及んだ園児について、登園を停止し、なお、引き続き保育料を納付しないときは、これを除籍することがある。

（緊急時等の対応）

第21条 園児の怪我、不審者の侵入等緊急時における対応方針は、事故防止マニュアルに別途定める。

（非常災害対策）

第22条 園長又は防火管理者は、地震、火事等の非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置についてあらかじめ計画を立て、かつ関係機関及び保護者への連絡並びに連携体制を整備し、少なくとも毎月1回園児及び職員の避難並びに消防訓練を行う。

（虐待の防止）

第23条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、園児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置

附 則

1.この園則(運営規程)は平成31年4月1日より施行する。

- 2.この園則(運営規程)は令和元年10月1日より施行する。
- 3.この園則(運営規程)は令和2年4月1日より施行する。
- 4.この園則(運営規程)は令和3年4月1日より施行する。
- 5.この園則(運営規程)の実施についての必要事項は園長が定める。